

3 高私助第 16 号
令和 3 年 12 月 24 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

八 田 和 嗣

令和 3 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（依頼）

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査について」（令和 3 年 10 月 26 日付け事務連絡（以下「前回調査」という。））により行いました調査の結果を踏まえ、下記のとおり事業募集を行うこととしましたのでお知らせします。

また、「令和 3 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（依頼）」（令和 3 年 10 月 22 日付け 3 高私助第 12 号）により耐震化等の整備事業の募集を行ったところですが、同通知による事業募集に応募（申請）できなかった事業についても、今回の事業募集に合わせて事業計画書を提出していただいても構いません。

なお、補助の申請に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1. 今回募集する事業

I 前回調査において回答のあった事業のうち、令和4年2月10日^{※1}から令和4年3月31日までの間に契約予定であり、令和3年度内に完了する以下の事業を募集対象とします。

(①-1)のうち、教室の情報化に関連した校内LANの整備については下記4.(6)参照)。

①高機能化整備事業^{※2、※3}

- (1)教育の情報化に関連した教室等の改造工事
- (2)特別教室及び他目的教室、図書室の整備
- (3)校舎等のカウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備

②エコキャンパス推進事業

- (1)新エネルギー活用型（太陽光発電、太陽熱給湯器、風力、地中熱、燃料電池等の整備）
- (2)省エネルギー型・省資源型（断熱化、採光対策、省エネ設備、中水利用施設等の整備）
- (3)木材利用型（内装木質化改造工事）
- (4)緑化推進型（建物緑化、屋外緑化、グラウンド芝生化）

※1：①-1)のうち、新型コロナウイルス感染症対応として、学生等の安全・安心な学習環境の確保のため、施設整備に既に着手した又は速やかに実施するなど、緊急性の観点からやむを得ず令和3年6月1日から令和4年2月9日までの間に契約を締結した又は締結する「教室の情報化に関連した校内LANの整備」については、令和3年6月1日とする。

※2：①-1)及び(2)のうち、高等学校及び中等教育学校（後期課程）に係る工事については、普通科に限る。

※3：私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備を除く

II 「令和3年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（依頼）」（令和3年10月22日付け3高私助第12号（以下「前回募集」という。））において募集のあった以下の事業のうち、事業計画書の提出がされておらず、令和4年2月10日^{※1}から令和4年3月31日までの間に契約予定であり、令和3年度内に完了する事業を募集対象とします。

(③施設環境改善整備事業については下記4.(6)参照)。

①高機能化整備事業

- ・校舎等のバリアフリー化整備

②防災機能強化施設整備事業

- ・耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震改築、防災機能強化事業、安全管理対策（防犯対策）、安全管理対策（アスベスト対策）

③施設環境改善整備事業

- ・トイレ改修工事、空調設備等工事

注：各事業における上限額の設定が無い場合（計画調書作成要領又は別添参照）、1事業あたり4億円を上限とします。また、今後着手する複数年度にわたる事業についても、総国庫補助金額の上限を1事業あたり4億円とし、また、申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますので御承知おきください。

例：Ⅰ期（令和3年度）：上限を適用しない場合の国庫補助額3億円

Ⅱ期（令和4年度）：上限を適用しない場合の国庫補助額2億円

⇒この場合、工事費按分によりⅠ期（令和3年度）2.4億円、Ⅱ期（令和4年度）1.6億円とする。

2. 申請一覧（様式1）の提出方法等

申請一覧（様式1）については、予算執行状況を把握するため、都道府県において作成したExcelファイルを下記担当まで提出してください。

※提出ファイルは、PDFに変換しないで、Excelファイルのまま提出すること。

※メールを送信する際の件名及びファイル名は以下のとおり記載してください。

件名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費の計画調書の提出について

ファイル名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費計画調書一覧

※計画調書の提出があっても当該一覧に記載のない事業は、原則採択できません。

【提出期限】令和4年1月12日（水）15時 <厳守>

【提出先】josei2@mext.go.jp

3. 計画調書の提出方法等

「Ⅰ」については、電子メールに添付している事業ごとの様式及び作成要領に示す書類を作成してください。

「Ⅱ」については、電子メールに参考で添付している前回募集時の事業ごとの様式及び作成要領に示す書類を作成してください。

(ア) 提出方法：電子メール又は郵送により提出してください。

(イ) 提出先

電子メール宛先：josei2@mext.go.jp

郵送宛先：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係

(ウ) 提出期限：令和4年1月31日（月）<厳守> 【必着】

提出期限までに必要な書類が揃っていないものについては、計画調書を受理しませんので余裕をもって発送してください。

4. 留意事項

- (1) 申請に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を經由して提出してください。文部科学省の指示なく、都道府県以外から直接資料を送付した場合、受理せず返送します。
- (2) 補助対象事業は、令和4年2月10日から令和4年3月31日までの間に契約予定であり、令和3年度内に整備が完了する事業となります。令和3年度内に整備が完了する事業とは、原則として令和4年2月10日から令和4年3月31日までの間に引き渡しを受ける事業をいいます。
- (3) 新設の学校については、完成年度（卒業生を輩出する年度）の翌年度から補助対象となります。
- (4) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、入札等の競争性のある契約方法によることとしてください。入札を実施することができない等やむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定してください。ただし、指名競争入札又は見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めません。
- (5) 提出期限までに3者以上の入札（若しくは、見積合わせ）の実施が困難な場合、1者からの参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出ください。
その場合にあっても、2月4日（金）までには3者以上の入札書（見積書）を提出ください。
- (6) 補助申請事業に係る契約については、交付内定後に締結してください。（交付内定については、令和4年2月上旬を予定しておりますが、時期を変更する場合は、別途連絡します。）また、上記Ⅰ－①－(1)のうち、教室の情報化に関連した校内LANの整備及び、上記Ⅱ－③の事業については、新型コロナウイルス感染症対応として、学生等の安全・安心な学習環境の確保のため、施設整備に既に着手した又は速やかに着手するなど、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前までの間に契約を締結した又は締結する事業に関しては、補助対象として扱うこととします（令和4年2月10日から交付内定前までの間に契約を締結した又は締結する上記Ⅰ（教室の情報化に関連した校内LANの整備以外）とⅡ－①及び②に該当する事業に関しても、これと同様に扱うこととします）。なお、補助対象と扱うのは、他の補助要件（補助対象と定めている工事等の整備であること、原則3者以上の見積を揃える等）を満たしていることが前提であること及び補助対象として扱う事業全ての交付決定を約束するものではないことに御留意願います。
- (7) 都道府県においては、計画調書の提出にあたり、計画調書等の資料に不備等がないか、必ず事前に御確認願います。
- (8) 事業完了が令和4年4月1日以降となる場合、交付決定後以降の事由による繰越の手続きが必要となりますので、御留意ください。

※明許繰越及び事故繰越の事由については以下 URL を参照

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/27guidebook/27guidebook2.pdf>

- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る観点から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。
- (10) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなります。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）
- ④ 文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について（通知）（平成29年10月31日29文科高第683号）

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部

私学助成課助成第二係 中塚、望月、栗原

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

T E L : 03-5253-4111（内線2746）

F A X : 03-6734-3396

E-mail: josei2@mext.go.jp

別添

○ 私立学校施設整備における各事業の補助対象事業経費の下限額及び上限額(小学校～高校等)

対象学校: 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(前期課程、後期課程)、
特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)

	補助対象事業	下限額	上限額
施設高機能化整備事業	① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事	1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下
		1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)	
	② 特別教室及び多目的室、図書室の整備	1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)	
	③ 校舎等のバリアフリー化整備	1校あたり 300万円以上	
	④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	1校あたり 400万円以上 (改造費が300万円以上)	
防災機能強化施設整備事業	⑤ 耐震補強工事	1校あたり 400万円以上	なし
	⑥ 非構造部材の耐震対策工事	なし	1校あたり 2億円以下
	⑦ 防災機能強化事業	なし	1校あたり 2億円以下
		1校あたり 200万円以上	1校あたり 500万円以下
	⑧ 安全管理対策(防犯)	1校あたり 400万円以上	1校あたり 2億円以下
	⑨ 安全管理対策(アスベスト)	なし	なし
	⑩ 耐震改築工事	なし	なし
	⑪ 津波移転改築工事	なし	なし
⑫ 特別支援学校の老朽改築工事	なし	なし	
エコキャンパス推進事業	⑬ 新エネルギー活用型	1校あたり 1,000万円以上	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下
	⑭ 省エネルギー型・省資源型	1校あたり 1,000万円以上	
	⑮ 木材利用型	1校あたり 1,000万円以上	
	⑯ 緑化推進型	1校あたり 500万円以上	1校あたり 1,000万円以下
1校あたり 500万円以上		1校あたり 1,000万円以下	
	1校あたり 2,000万円以上	1校あたり 9,000万円以下	
施設整備環境改善事業	⑰ トイレ改修工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下
	⑱ 空調設備等工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下

令和3年度私立高等学校等施設高機能化整備費（施設高機能化整備事業及びエコキャンパス推進事業）に係る計画調書について

I 計画調書作成要領（共通部分）

1. 申請の単位

原則、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）を単位とし、補助対象事業ごとに行うものとする。

なお、例えば、中学校と高等学校で共用している建物を工事するため入札書等が同一である等の場合は、事業経費を合理的な按分方法で算出した上で、学校ごとに申請すること。その際の補助対象事業経費の下限は、学校ごとに按分した結果を基準とする。

例えば、中学校と高等学校で共用している建物を高機能化整備事業（カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備）に申請する場合、中学校と高等学校の補助対象事業経費を按分し、按分後のそれぞれの下限額が補助対象事業経費の下限額（400万円）以上の場合、「〇〇学校耐震補強工事（一括申請）」として、一括して申請できる。

その際は、必ず備考欄にそれぞれの按分後の補助対象事業経費を記入すること。

2. 様式〇－1「各事業における計画調書」作成要領

◎事業ごとに様式が異なります。

様式2－1：施設高機能化整備事業※
様式8－1：エコキャンパス推進事業

※施設高機能化整備事業のうち、「校舎等のバリアフリー化整備」を除く

- (1) 申請する事業ごとに別葉で作成すること。なお、単独契約かつ1事業で実施するものであっても、複数の学校で当該施設を共用する場合は、「1. 申請の単位」に記載のとおり作成することとし、合理的な按分方法で学校ごとに経費を算出した計算過程がわかる資料（様式自由）を作成すること。
- (2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- (3) 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「…事業（高等学校）」「…事業（中学）」や「…事業（A棟）」「…事業（B棟）」等の表記で区分すること。また、複数年に渡る工事の場合は「〇〇事業（第I期）」等の表記を記入すること。」
- (4) 「改修施設の名称」「対策工事施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- (5) 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された日を記入すること。当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききれない場合は、備考欄に記入すること。
- (6) 「構造」欄には、該当するものをドロップダウンリストから選択すること。
- (7) 「工事契約予定日」「工事完成予定日」欄は、それぞれの日を記入すること。

- (8) 「事業経費」のうち、「補助対象経費」が補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額を記入すること（補助対象上限額については、各事業の項を参照）。
- (9) 「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に対して補助率の範囲内で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てること。（例：123,456,789円→123,456,000円）
- (10) 「改修施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（改修工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (11) 経費の各項目については、様式〇－２の各項目と対応しているか確認すること。
- (12) 他の補助金を受けて実施した耐震診断や交付決定年度までに支払いが完了している実施設計等、あらかじめ所要額が補助対象外経費であることが明白な場合は、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略する。

3. 様式〇－２「各種経費の内訳」作成要領

◎事業ごとに様式が異なります。

様式２－２：施設高機能化整備事業※
 様式８－２：エコキャンパス推進事業

※施設高機能化整備事業のうち、「校舎等のバリアフリー化整備」を除く

- (1) 様式〇－１の事業経費の内訳と対応する項目ごとに記入すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入し、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等入札書等に記載の工事名称のほか、その細目を記入すること。
- (3) 「内容・目的」欄は、例えば「２号館内装木質化改造工事（特別教室の天井・壁面木質化）」というように、工事の場所、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるようにすること。
- (4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- (5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式任意）に記載することとし、１枚に納めるために省略することのないようにすること。
- (6) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、１円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- (7) 入札書等の添付資料では、様式に記入している金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- (8) 補助対象事業経費の限度額を超える場合、当該経費に補助対象となる工事内容が含まれていれば、補助対象外の「内容・目的」に『補助対象経費の限度額を超える分』と記載し、補助対象外の「金額」欄に金額を記載する。

例えば、改修工事（2.5億円）の場合

工事明細		内容・目的	数量	金額（円）
工 事 対 象	補 助 対 象	〇〇工事 ●●設置	x	150,000,000
		△△工事 ▲▲撤去・再取付	y	60,000,000
		補助対象経費の限度額を超える分 ↑限度額を超える分についても、 補助対象の工事内容は全て記載。		△10,000,000
補助対象工事費計（=⑤）				200,000,000
費	補 助 対 象 外	□□工事 ■■工事	z	40,000,000
		補助対象経費の限度額を超える分 ↑限度額を超えた分の金額を記載		10,000,000
補助対象外工事費計（=⑥）				50,000,000

4. 様式〇－3「採択理由書」作成要領

※提出に当たり、提出期限までに3者以上の入札書（見積書）の提出が困難な場合、1者からの参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出ください。

◎全事業共通です。

- (1) 「学校法人名」等の欄は、様式〇－1に記載している名称と一致すること。
- (2) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (3) 採択理由書は「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- (4) 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」等の別を記入すること。なお、複数にまたがる場合又は下記の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。

(例)

- ・「工事費」：施工業者
- ・「実施設計費」：設計業者
- ・「教育設備購入経費」：教育設備製造業者

- (5) 「入札金額」欄の金額と入札書等の金額は一致します（按分後の金額や補助対象額のコピー金額ではありません）。なお、入札書等に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一して下さい。

- (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
- (7) 補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、特に留意すること。
- (8) 「業者採択理由」欄には、以下の点について記入すること。
- ・入札書等の金額が最も安価な業者を採択した場合には、「最安価の金額を提示した業者を採択」と記入すること。
 - ・総合評価落札方式など金額以外の要素を加味して採択業者の選定した場合には、その内容を具体的に記入すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。
 - ・3者以上から提出された入札書等の日付が一致しない場合には、施工業者から提出を求めた入札書等の提出期間や開札日を記入すること。
- (9) 工事等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

5. 「工事予定施設の計画図面（様式自由）」

提出する図面は以下のとおりとし、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。
- ・平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、工事内容が分かるよう施す主な工事内容を簡潔に記入する。なお、間仕切壁の位置の変更を伴う場合は、現状及び工事後の図面を提出すること。
- ・立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該工事範囲を明示すること。

6. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

※提出に当たり、提出期限までに3者以上の入札書（見積書）の提出が困難な場合、1者からの参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出ください。

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（以下、交付要綱という）第10条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定にあたっては、以下のとおり行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- (1) 原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定すること（指名競争入札又は見積り合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めません）。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式〇-3）に具体的に記入すること。

- (2) 業者の入札書等は、合計金額が分かる部分を提出することとし、採択した業者については、入札書等の内訳も提出すること。その際、ホチキス止めや製本テープによりまとめること。
- (3) 入札書等の写しは、右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入すること。
- (4) 入札書等の写しには、提出するものそれぞれに原本証明をする必要はないが、全てが原本であることを証明する理事長名義（押印不要）の公文書を添付すること（様式自由）。

7. その他

- ・提出する資料は必要なものに限ること（学校のパンフレットは不要）。
- ・添付資料のうち、様式に記入している金額等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- ・計画調書は、事業ごとにダブルクリップでまとめること。
- ・計画調書の順番は、次の例のとおりとする（例を参考にするとともに、事業ごとに提出を求めている書類を揃えること）。
- ・本通知において募集のあった事業の他、「令和3年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（依頼）」（令和3年10月22日付け3高私助第12号）により募集のあった事業については、同通知に添付されている事業ごとの様式及び作成要領に示す書類を作成してください。

(例) エコキャンパス推進事業の複数申請の場合

◎様式8-3が複数ある場合は、付箋等でインデックスを付けること。

【A棟計画調書】

- | | |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 様式8-1 ② 様式8-2 ③ 様式8-3（実施設計費） ④ 実施設計に係る入札書類 ⑤ 様式8-3（工事費） ⑥ 工事に係る入札書類 ⑦ 経費按分に関する資料 | } 補助対象外の場合は省略 |
|--|---------------|

【B棟計画調書】

- | | |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 様式8-1 ② 様式8-2 ③ 様式8-3（実施設計費） ④ 実施設計に係る入札書類 ⑤ 様式8-3（工事費） ⑥ 工事に係る入札書類 ⑦ 経費按分に関する資料 | } 補助対象外の場合は省略 |
|--|---------------|

II 施設高機能化整備事業（「校舎等のバリアフリー化整備」は除く）

1. 補助対象工事等

- (1) 学校法人が設置する高等学校（普通科に限る。職業学科等併設校の場合は、普通科のみを対象とする。）、中等教育学校（後期課程においては普通科のみを対象とする。）、中学校、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、教育内容・方法等の改善のために行う下記①～③の校舎の改造工事（別表1）とする。また、改造工事に伴い当該施設と一体で整備する教育設備（別表2）（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）とする。

①教育の情報化に関連した教室等の改造工事

情報教室の整備、校内LANの整備、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事
※理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室等、専ら児童生徒が通常の授業で使用しない施設へのLAN整備は原則として対象外とする。

②特別教室及び多目的室、図書室の整備

特別教室とは社会科教室、視聴覚教室、芸術科教室、理科教室、音楽室、家庭科室、情報教室をいう。

多目的室とは複数クラスが集まる集会、児童生徒の作品の展示・掲示等、あるいは、総合的な学習の展開の場としても利用できる等、多目的に利用される教室をいう。

※使用実態が同じであれば室名が異なっても対象とできる。（各部屋の準備室含む。）

③カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備

既存保健室内や余裕教室を利用して、カウンセラー室として単独の教育相談室や、進路相談室の整備を行う場合をいう。

※教育内容・方法等の改善のために行う校舎等の改造工事について補助対象とするものであり、施設の老朽化等の理由による修繕工事とみなされるものについては補助対象外。

- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は改造工事に係る経費（実施設計費含む）及び教育設備に係る経費を含め、以下に示す場合を除き、1,000万円以上2億円以下とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）

①カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については、400万円以上2億円以下（ただし、改造工事に係る経費が300万円以上要するものに限る。）

②私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業に伴う施設整備に係るもの（申請年度に同時申請しているもの）については、300万円以上2億円以下（ただし、改造工事に係る経費が300万円以上要するものに限る。申請の際は、様式2-1の備考欄にその旨を記載。）

- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事（別表1）に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①「補助対象範囲（別表1）」以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築、増床工事に係る経費
- ⑤補助年度の前年度に契約が締結されている場合
- ⑥改造工事を伴わない設備等の備品を購入・設置する場合
- ⑦施設の老朽化等の理由による通常の維持・管理とみなされる経費

3. 補助率

改造工事（実施設計費を含む）及び教育設備の購入に要する経費の「1／3以内」

4. 提出書類

- ①施設高機能化整備事業計画調書（様式2－1～3）
- ②工事費、実施設計費及び教育設備購入経費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）
- ④工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ⑤その他参考となる資料

5. 改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）

- （1）改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画を分かりやすく記載すること。
- （2）教育内容・方法等の改善のために行う改造工事により、具体的にどのように施設の高機能化が図られ、教育上、児童生徒にどのような効果をもたらすのかについて、分かりやすく記載すること。
- （3）授業計画書については、教育内容・方法等の改善を踏まえ、改造工事後の具体的な授業計画を記載すること。

(別表1) 教育内容・方法等の改善のために行う校舎の改造工事の補助対象範囲

補助対象範囲は、教育の情報化に関連した教室等の改造工事等（以下、「本体工事」という）及び、本体工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事等（以下、「関連工事」という）とする。

なお、関連工事は、本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはならない。

区 分	補 助 対 象 工 事 の 範 囲
建築・建具工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として整備する場合に対象とできる。 ・教室の様様替工事や改造工事のための工事 (二重床、間仕切、出入口ドア等の設置、壁 抜き、窓枠設置、備え付け机等の撤去・設置工事など)
空調設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室：通常の授業で児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適正な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・保 健 室：児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適正な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・相 談 室：児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適正な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・普通教室：対象外とする。ただし、次の場合に限り対象として認めることができる。 (いずれも理由書及び以下①～③を証明する必要書類等を添付すること) ①当該地域が地域の環境公害の指定を受けている場合 ②常時、騒音や排気ガス等の影響を受けていることが明らかに認められる場合 ③マルチメディア機器等の使用により室温の上昇が明らかに認められる場合で、機器や人体に悪影響を及ぼす恐れがある場合 ・そ の 他：トイレ、倉庫、理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業で使用しない箇所や、社会通念上、空調整備を要しない箇所は対象外。 <p>※この他、当該年度以前に耐震補強工事等による耐震壁等の設置により、窓が縮小あるいはつぶれた場合で、これまでの換気や児童生徒の学習環境に悪影響を及ぼすことが明らかな場合には、当該工事が行われた部屋単位で対象に認めることができる。</p>
照明設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
電気設備工事 アンテナ工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
防音・断熱対策工事 (吸音板、二重サッシ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
L A N工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒に対する教育用として整備する場合に対象とできる。 ・理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業において利用しない箇所については対象外。 ・申請計画時には施行に係るLANの所要量を記入すること。
給排水設備・ガス設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・実験室や技術家庭科室の備え付け流し台、又は身障者トイレ等の整備を行う場合で、専ら児童生徒用に施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・上記改造工事に伴い必要があれば、当該施設と同一空間の床・天井・壁を対象とすることができる。 (同一空間とは、工事内容と工事範囲を基に各教室、フロア別の廊下部分、階段部分に区分して判断する)

Ⅷ エコキャンパス推進事業

1. 補助対象工事等

(1) 補助対象

学校の防災機能強化等を推進するとともに、環境に配慮した学校設備を導入するために行う以下の改造工事に要する経費及び実施設計費に要する経費とする。

事業タイプ		事業概要 (例)
① 新エネルギー活用型	太陽光発電型	屋上、屋根等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステム
	太陽熱利用型	屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）、プール加熱等に利用する方法
	その他新エネルギー活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・風力：屋上、校庭等に風車を設置し、発電する方式で、学校で通常使用する電力を補うシステム ・地中熱：換気用チューブを地中に埋設し、室内空気を循環させて熱交換するシステム ・燃料電池：都市ガス等の燃料から電力を得るシステムで発電の際の排ガスがクリーンで二酸化炭素の排出も少ないシステム
②省エネルギー型 ・省資源型		<ul style="list-style-type: none"> ・断熱化：複層ガラスや二重サッシ等の利用、断熱材等の改造 ・採光対策：庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置 ・省エネ型設備：省エネ型空調設備、高効率型照明器具への更新及び学校内での節水効果を高めるために自動水栓や節水型便器への更新 ・中水利用：敷地や屋根等から集めた雨水を再利用貯留槽等に貯め、ろ過等の処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水、校内の池等に利用及び施設内で発生する排水をろ過等の処理をして、トイレ洗浄水等に利用
③緑化推進型	グラウンド芝生化	原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等が一体として整備された施設であること
	建物緑化、屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁面や屋上、テラス、ベランダ等の緑化を行う ・校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成、ビオトープの設置等をはかる ※緑化推進型については別表2、別表3参照
④木材利用型		地域材、間伐材等の木材を利用した床、壁、天井等の内装等の改造

(2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は 1,000万円以上2億円以下とする。

（限度額を超える金額は学校法人負担）ただし、緑化推進型については、

①グラウンド芝生化は2,000万以上9,000万円以下とし、原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。（別表2、別表3参照）

②建物緑化・屋上緑化はそれぞれ500万円以上1,000万円以下。

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

①完成年度を超えていない私立学校に係る経費

②他の国庫補助を受ける事業に係る経費)

※「1(1)①新エネルギー活用型・太陽光発電型」事業については、事業内容によっては新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」にも適合する場合が考えられるが、経済産業省（NEDO）から交付決定を受けた場合、本事業として文部科学省の補助の対象外となるので注意すること。

③増改築、増床工事に係る経費

④補助年度の前年度に契約が締結され着手されている場合

⑤改造工事を伴わない設備等を購入（改造工事を伴わないLED電球への交換等）の場合

3. 補助率

補助対象工事費（実施設計費を含む）及び設備購入経費の合計の1/3以内とする。

ただし、防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて実施する場合は、耐震補強工事の補助率を採用する。

4. 補助対象事業

補助対象とできる改造工事の種類はおおむね次のような種類の工事とする。

①機器設備等工事：設備等の本体を設置するための工事

②電気設備工事：整備に必要な電源、電気、配線等の工事

③建築工事：設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事

④給排水設備工事：整備に必要な給排水等の工事

⑤ガス設備工事：整備に必要なガス設備等の工事

⑥土木・造園工事：緑化推進整備に必要な工事

（別表2）（③緑化推進型 建物緑化、屋外緑化）補助対象施設

校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成等を図るため、下記の施設について補助対象とできる。

補助対象施設	左の具体例	当該施設が備えるべき要件
屋外運動場	グラウンド	暗渠排水、表面排水及び芝張り等が一体として整備された施設であること
屋外学習施設	観察の森	木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫にふれあうための緑の場であること
	学習園	草花、野菜、果樹などを育てるための庭等で果実などを収穫できる（体験できる）場であること
	自然体験広場	水性植物や魚等を観察するための小川や池等で自然（緑）と一体化できる（自然に関心を持たせる）場であること
	運動場体験広場	芝生等が施された広場等で、自由な運動が体験できること
防災広場	防災緑地	火災に耐える樹木等により延焼防止を図ること
	スプリンクラー	防災広場、防災緑地等に散水できること

(別表3) (③緑化推進型 建物緑化、屋外緑化) 補助対象工事費

工 事 費	摘 要
樹木 〔高木・低木 草木・芝張〕	施設を構成するものを対象とできる (植樹のための土は対象に含む)
築山・池	児童生徒等が立ち入りできるものが望ましい
屋外ステージ	建物の要件に当てはまるものは対象外
ベンチ	土地に固着する場合のみ対象とできる
花壇・畑	土地に固着する場合のみ対象とできる (プランターの場合は対象外) (腐葉土等の客土も対象とできる)
水飲み場、足洗場	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる
便所	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる (建物の要件に当てはまるものは対象外)
防球フェンス工事	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる
舗装 (レンガ敷き) 工事	屋外運動場、屋外学習施設に付随した散策路等を対象とできる (駐車場の舗装は対象外)
散水設備	スプリンクラー、放水銃、ポンプ、散水栓及びこれらに付随する配管等を補助の対象とできる
アスレチック遊具	一般的な遊具であるブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、すべり台等は対象外
給排水工事	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる
電気設備工事	屋外学習施設に付随する放送設備、照明設備等を対象とできる (屋外運動場の照明設備については対象外)
実施設計費	実施設計費を除いた対象工事に係る設計費を対象とできる
事務費	対象外

※使用実態が同じであれば名称が異なっても対象とできる。

5. 提出書類

- ①エコキャンパス推進事業計画調書 (様式8-1~3)
- ②工事費、実施設計費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③工事予定建物の計画図面 (様式自由)
- ④省エネ型設備への更新を行う場合には、その根拠となる仕様の記載された資料を添付すること。
- ⑤その他参考となる資料

6. エコキャンパス推進事業完了後のフォローアップ調査について

本事業の採択を受けた場合には、事業の実施前と実施後で、どの程度CO₂排出量が減少したか等、事業実施に伴うフォローアップ調査を実施します。調査票は交付決定時に配付する。

7. その他

再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項による認定の申請は行わないものとする。

なお、これまでに本事業で補助されたものを含め、同法に基づく認定を申請する、若しくは申請している場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要である。

令和3年度 私立高等学校等施設高機能化整備事業 計画調書

作成日:

学校法人名		学校名	
学科・課程		管理責任者 所属・職・氏名	
事業区分	↓選択		
事業名			
改修施設の名称			
建築年月日		構造	↓選択
工事契約予定日		工事完成予定日	
区分	補助対象経費	補助対象外経費	合計
実施設計費	① 0 円	② 0 円	③ 0 円
工事費	④ 0 円	⑤ 0 円	⑥ 0 円
教育設備購入経費	⑦ 0 円	⑧ 0 円	⑨ 0 円
事業経費	⑩ 0 円	⑪ 0 円	⑫ 0 円
補助希望額	⑬ 0 円	学校法人負担額	⑭ 0 円
改修施設の 現在の利用状況			
備考			

実施設計費・工事費・教育設備購入経費の内訳

		内 容	数 量	金 額 (円)
実 施 設 計 費	補 助 対 象		補助対象実施設計費計(=①)	0
	補 助 対 象 外		補助対象外実施設計費計(=②)	0
				実施設計費計(=③)
工 事 費	工 事 明 細	内 容 ・ 目 的	数 量	金 額 (円)
	補 助 対 象		補助対象工事費計(=④)	0
	補 助 対 象 外		補助対象外工事費計(=⑤)	0
			工事費計(=⑥)	0
教 育 設 備 購 入 経 費	名 称	整 備 目 的	数 量	金 額 (円)
	補 助 対 象		補助対象教育設備購入経費計(=⑦)	0
	補 助 対 象 外		補助対象外教育設備購入経費計(=⑧)	0
			教育設備購入経費計(=⑨)	0
			金額合計(事業経費=⑫)	0

令和3年度 私立高等学校等施設高機能化整備事業 計画調書

作成日:

学校法人名		学校名	
学科・課程		管理責任者 所属・職・氏名	
事業区分	↓選択		
事業名			
改修施設の名称			
建築年月日		構造	↓選択
工事契約予定日		工事完成予定日	
区分	補助対象経費	補助対象外経費	合計
実施設計費	① 0円	② 0円	③ 0円
工事費	④ 0円	⑤ 0円	⑥ 0円
事業経費	⑦ 0円	⑧ 0円	⑨ 0円
補助希望額	⑩ 0円	学校法人負担額	⑪ 0円
改修施設の 現在の利用状況			
備考			

実施設計費・工事費の内訳

		内 容	数 量	金 額 (円)	
実 施 設 計 費	補 助 対 象				
			補助対象実施設計費計(=①)	0	
	補 助 対 象 外				
			実施設計費計(=③)	0	
		工 事 明 細	内 容 ・ 目 的	数 量	金 額 (円)
工 事 費	補 助 対 象				
				補助対象工事費計(=④)	0
	補 助 対 象 外				
			補助対象外工事費計(=⑤)	0	
			工事費計(=⑥)	0	
			金額合計(事業経費=⑨)	0	

採択理由書

学校法人名		学校名	
管理責任者 所属・職・氏名			
事業名		採択業者区分	
採択業者	会社名：	見積金額：	円
不採択業者1	会社名：	見積金額：	円
不採択業者2	会社名：	見積金額：	円
不採択業者3	会社名：	見積金額：	円
不採択業者4	会社名：	見積金額：	円
不採択業者5	会社名：	見積金額：	円
(業者採択理由)			
(業者選定後に金額が変更した理由)			
変更前金額： 円 変更後金額： 円 差額： 円			

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検について」（抄）（参考資料1）

(別紙)

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

- ・国の契約関係法令（参考資料2）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事等契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事等に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事等契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

- ・国における入札結果等の公表（参考資料3）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止について契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

- ・建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（参考資料4）

(参考資料 1)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成 8 年 1 2 月 1 9 日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」

(平成 9 年 1 月 1 7 日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第 99 条第 1 号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第 94 条第 2 項の規定により指名競争に付したもののについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

(3) 随意契約によることとした場合（予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法 (抄)

昭和二十四年五月二十四日

法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項 (例)

第〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。